

くらしの110番 アパートの賃貸借契約のトラブル

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

3～4月は賃貸物件への入居や退去が多い時期です。退去時の精算額に関する疑問が生じたり、トラブルが発生することも少なくありません。

賃貸借契約を結ぶ際には、入居に関することだけでなく入居中や退去時の状況まで見据え、物件の説明を聞いたり、契約内容を確認することが重要です。「契約時にしっかり説明を聞かなかった」「契約条件を見落とした」ために退去時などにトラブルにならないよう気をつけましょう。

【事例】

賃貸アパートを退去する時に、ハウスクリーニングの業者から提示された10万円ほどの見積書類に署名をした。その後、入居時の賃貸借契約書を確認したら、ハウスクリーニング費用は6万円とあり、請求額が賃貸借契約書に記載された額より高額なことに気付いた。

消費者へのアドバイス

- ①賃貸借契約を交わす時は、契約書類の記載内容(特に、原状回復の特約として定める事項)を確認し、不明点があれば貸主側に確認しましょう。
- ②契約書類は後々のトラブルを防ぐためにも大切に保管し、契約更新時や退去時など必要に応じて内容を確認しましょう。
- ③退去時の原状回復に関するトラブルを避けるため、入居時に物件の状態を確認し、既に汚損や破損している箇所は、写真や動画で記録を残しましょう。
- ④退去時には精算内容を確認し、不明点や納得できない点があれば、貸主側に説明を求めましょう。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が参考になります。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。
消費者ホットライン ☎188（いやや） 埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999

児玉警察署からのお願い 空き巣・強盗に注意!!

問合せ 児玉警察署 ☎0495-72-0110

埼玉県内では住宅を狙った侵入窃盗や強盗事件が発生しています。被害にあわないために、日ごろの防犯対策を見直しましょう。

【防犯のポイント】

- 在宅している時も戸締りを徹底
- 来訪者はドアスコープやカメラ付きインターホンで確認
- ドアを開ける時はドアストッパーを使って安全確保
- 自宅に多額の現金を保管しない
- 外出時や就寝前は、玄関・窓の施錠を必ず確認
- 窓には補助錠や防犯フィルムの設置が効果的
- 防犯カメラやセンサーライトの設置



また、児玉警察署では不用品買取業者のアポなし訪問や悪質な屋根修理業者等の情報が数多く寄せられています。特に個人情報については安易に回答はせずに、不要な場合はしっかりと断りましょう。相手が帰らないような場合にはすぐに警察に通報してください。

中小企業者等物価高騰対策支援金のご案内

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では、エネルギー価格等を含む物価高騰の影響を受ける町内の中小企業者等(個人事業主や農家を含む)に対し負担軽減および事業継続を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付します。

【交付要件】

- ①町内に本店所在地を有する法人または住所を有する個人事業主
- ②令和6年4月1日以前から事業を営んでおり今後も事業を継続する意思があること
- ③直近の確定申告の売上高または事業収入額(農業者にあっては農業収入額)が50万円以上であること
- ④町税等の納税義務者であって町税等に滞納がないこと

※主たる収入が太陽光発電設備による売電収入の場合や主たる収入が事業収入以外の場合などは対象外です。

【支援金額】 5万円(1事業者につき1回限り)

【申請期間】 5月12日(月)～8月29日(金)

※申請額が予算額に達した場合は、申請期間の途中でであっても申請受付を終了します。

【申請方法】

申請書兼請求書に必要書類を添えて、経済観光課に提出（郵送または窓口持参）

詳しくは町ホームページをご覧ください。


町ホームページ

計量器(はかり)の定期検査

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

計量法の規定により、取引または証明に使用する計量器(はかり)は、2年に1回埼玉県が期日を定めて実施する定期検査を受ける必要があります。

該当する計量器(はかり)をお持ちの方は、必ず定期検査を受けてください。

【日程・場所】

検査日	時間	場所
6月10日(火)	午前10時～正午 午後1時～3時	神川町役場北側車庫

【対象】

取引・証明に使用している、ひょう量250kg以下の機械式はかり

※電気式はかりやひょう量250kgを超える機械式はかりは、別途巡回検査が実施されますので、会場には持ち込まないでください。

【用意するもの】

はかり(分銅・おもりを含む)、申請書(3枚複写)、検査手数料

※集合検査会場における検査手数料の支払いはキャッシュレス決済のみとなります。
(現金の場合、金融機関での納付が必要となり時間を要しますのでご注意ください。)


町ホームページ

【その他】

- 定期検査に係る通知は、埼玉県計量検定所より発送されます。
- 検査対象となる計量器(はかり)を新たに購入された方や、廃業等により計量器(はかり)を使用しなくなった方は、経済観光課へご連絡ください。


埼玉県ホームページ